六　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に関する事務又は日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）による投票人名簿若しくは在外投票人名簿に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
八　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による戸籍に関する事務又は住民基本台帳法による住民基本台帳に関する事務（同法第九条第二項の規定による通知に関する事務に限る。）であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
九　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による就学義務の猶予若しくは免除若しくは経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童若しくは学齢生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）による学齢簿に関する事務又は学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による就学時の健康診断に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
十　健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務又は予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
十一　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
十二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
十三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する事務、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
十四　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）又は介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）による介護保険に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
十五　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による被保険者の資格の取得若しくは喪失、保険給付の実施又は保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）の賦課及び徴収に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
十六　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による被保険者の資格の取得若しくは喪失又は保険料の徴収に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
十七　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給、付加保険料の納付又は保険料の免除に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの
十八　前各号に掲げる事務に附帯する事務

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第七号（森林環境税の賦課徴収に関する事務に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二百十条の規定に基づき、この政令を制定する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第百五十七条」を「、第百五十七条及び第二百十条」に改める。

第二条中「又はマンション敷地売却事業（」を「、マンション敷地売却事業（」に改め、「実施する者」の下に「又は敷地分割事業（同項第十二号に規定する敷地分割事業をいう。以下この条において同じ。）を実施する敷地分割組合（法第百六十四条に規定する敷地分割組合をいう。）」を加え、「マンション敷地売却事業の実施」を「マンション敷地売却事業若しくは敷地分割事業の実施」に改める。

第五条第二項中「同じ」を「この項、第七条第二項及び第八条第二項において同じ」に改める。

第八条第一項中「以下この条」を「次項」に改める。

第十三条を第十六条とする。

第十二条第一項中「又は第七条第一項」を「、第七条第一項又は第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条中「及び前条第一項」を「、第十条第一項及び第十二条第一項」に、「及び前条第二項」を「、第十条第二項及び第十二条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十条の次に次の三条を加える。

（敷地権利変換手続開始の登記）

第十一条　法第百八十九条第一項の規定による敷地権利変換手続開始の登記の申請をする場合には、法第百七十三条第一項の公告があったことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

2　法第百八十九条第五項の規定による敷地権利変換手続開始の登記の抹消の申請をする場合には、法第百八十六条第五項の公告があったことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。